

平成 24 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 2. 所管事務調査 | 28 |

平成 24 年 9 月 20 日（木曜日）

文教福祉委員会会議録

平成24年9月20日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時22分開議（実時間135分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第88号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第89号・専決処分の報告及びその承認について（平成24年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））
1. 議案第95号・財産の取得について
1. 請願第4号・八代市教育委員会管轄の公立学校の敷地内禁煙について
1. 平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について
1. 平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について
1. 平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
（八代市立図書館の窓口業務の委託状況について）
（金剛小学校校舎改築の基本設計について）
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 松 永 純 一 君
副委員長 西 濱 和 博 君
委員 上 村 哲 三 君
委員 庄 野 末 藏 君
委員 福 嶋 安 徳 君

委員 前 垣 信 三 君
委員 矢 本 善 彦 君

※欠席委員 飛 石 順 子 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育長職務代理者	北 岡 博 君
教育部長	
教育部次長	釜 道 治 君
学校教育課長	塚 副 徹 君
教育施設課長	増 住 眞 也 君
図書館館長	濱 田 大 祐 君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	上 田 淑 哉 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	堀 泰 彦 君
はつらつ健康課長	蒲 生 尚 子 君
長寿支援課長	國 岡 雄 幸 君
こども未来課長	松 村 浩 君
総務部	
財政課長	岩 本 博 文 君

○記録担当書記 小 川 孝 浩 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（松永純一君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（松永純一君） まず最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、教育部から、歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。

議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号でございますが、第9款・教育費の補正額1億1213万8000円のうち、教育委員会関係分として総額1億1079万円をお願いいたしております。

その詳細な内容につきましては、釜教育部次長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育部次長（釜 道治君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お世話になります。済みません、座って説明させていただきます。

それでは、お手元に補正予算書と本日お配りをいたしております文教福祉委員会資料1というのを一緒に出しておいていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。予算書ときょうお配りしました資料1というものでございます。

はい、説明に入らせていただきます。

まず、予算書の資料の3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に、今回1億1213

万8000円を追加いたしまして、補正後の予算額を43億6200万7000円にするお願いでございます。補正の項別の内訳といたしましては、教育総務費に15万円、小学校費に30万円、中学校費に1億768万7000円、社会教育費に400万1000円でございます。

それでは、補正の内容について具体の説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。

説明に入ります。

項の1・教育総務費、目2・事務局費から説明をいたします。補正額15万円で、東陽地区の学校統合に要する報償費でございます。平成25年4月に向けて、東陽地区の小学校、種山小、種山小内ノ木場分校、河俣小の統合準備を進めておりますが、おかげさまで本年4月から協議を進めてまいりました学校統合準備委員会、——これは保護者、地域住民、学校、支所、教育委員会で組織したものでありますが、予定しておりました協議も終了し、来月上旬に全体報告会を行う運びとなっております。

これまでの協議の中で、統合後の子供たちが一つとなって、励まし合い、助け合いながら新しい学校の歴史をつくっていける、また、子供たちに夢と希望を与え、新たな気持ちですくすく元気に育ってほしいということから、新しい校名、新しい校歌、新しい校章を作成することとなっております。また、その作成に当たりましては、東陽町にゆかりのある元教職にあった先生方にぜひお願いしたいという協議がっておりますことから、今回、作詞・作曲及び校章デザイン制作に必要な経費をお願いをしているものでございます。

以上が報償費15万円の理由でございます。

次に、項の2・小学校費、目2・教育振興費でございます。補正額が30万円で、全額県の委託金を充てるものでございます。事業の内容

でございますが、昭和小学校が県から道徳教育総合支援事業の研究指定を受けたことに伴い、今年度、県独自の道徳教育用郷土資料、熊本の心を活用して実践的な研究を進め、その成果を検証し、学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実につなげるとともに、家庭や地域と一体となった道徳教育の展開を目指すこととなり、その研究のために必要となる諸経費の補正をお願いするものでございます。

なお、昭和小学校が研究指定を受けた背景としましては、資料熊本の心の5・6年生用に、昭和校区にある松田神社ゆかりの農業の神様と言われておられます松田喜一さんが紹介されており、教材研究を進める上で昭和小学校が適しているということが挙げられます。

歳出の節の主なものにつきましては、まず、研究会参加のための旅費12万8000円と、需用費のうち消耗品に3万4000円、研究のまとめとしての印刷製本費10万円、計13万4000円が挙げられます。

そこで、きょうお配りをいたしております資料1でございますけれども、1枚あけていただきますと、ただいま紹介しました熊本の心の表紙をつけております。これの小学校5・6年生用でございます。1枚あけていただきますと、次に、九百九十九段めという題名で松田喜一さんのいろんな御苦労やいろんな努力の姿を、きょうお配りしておりますのでは2ページにかけて紹介がしてございます。何度もの失敗にもくじけず、たゆまない努力によって、人づくり、土づくり、作物づくりの目標をやり遂げた松田喜一さんの姿を通して、道徳的な研究を進めようと、そういった趣旨でこの資料ができておるところでございます。

次に、項の3・中学校費、目3・学校建設費です。補正額が1億768万7000円。第一中学校校舎耐震改修に伴う工事請負費でございます。財源につきましては、国補助金が356

0万3000円、市債6840万円、市債については合併特例債を活用することとしております。

今回の補正については、国の特定財源が平成24年度中に確保されることとなったことから、喫緊の課題である学校耐震化を進めるため、平成25年度に改修工事を計画している事業の中から前倒しで耐震補強を行うものでございます。また、国・県からも事業の前倒しについて耐震化の推進ということで積極的な要請がなされておるところでございます。

今回の前倒しで補強工事を行う校舎は、3棟ある校舎のうち最も北側、緑の回廊線に近い校舎でございます。昭和44年度、45年度の建設で、I s値が0.38及び0.49の校舎でございます。その耐震補強工事の内容は、壁ブレース新設8カ所、ベランダ改修、屋内消火栓設置工事などが主なものでございます。

別添の資料1に、第一中学校の校舎の配置図を4ページにつけております。資料の右上が正門、校門になりますが、そこから入りまして事務室がある校舎、そして真ん中、一番最後ということで3列、3つ校舎がございます。網掛けをしております一番北側の校舎を今回前倒しで耐震補強工事に入るというようなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、項の7・社会教育費、目4・図書館費でございます。補正額が265万3000円。図書館本館の内外壁調査設計業務委託に要する経費でございます。

図書館本館については昭和60年3月に竣工し、28年ほど経過をしております。本年7月24日、図書館2階調査研究室、いわゆるレファレンス室の窓上部、位置的には東側の駐車場の北側に位置する場所ではありますが、その外壁の一部タイルが縦約10センチ、横約2メートルほど剥離落下をいたしました。また、その後の現況調査で落下箇所以外にもタイルの浮き上

がりが確認されたことから、建物全体の状況確認と今後の対応を計画するため、壁面調査及び実施設計委託に要する経費をお願いをいたしております。

なお、現在はタイルの落下箇所周辺についてはロープ等で立ち入りを禁止しており、浮きが確認されたテラスも立入禁止にして、事故防止に努めておるところでございます。

その写真を資料1の最後の2枚につけております。場所的には今申しましたように未舗装の駐車場の一番奥の部分でございまして、5ページの真ん中ほどにありますようにタイルが2メートルほど剝離落下をしたというような状況でございます。現在は、6ページでございますけれども、ロープを張りまして、安全確保ということから危険性のある部分については立ち入りを禁止をいたしておると、そのような状況でございます。

以上が、教育部が所管いたします補正のお願いということでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいま説明がありました部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。教育部の道徳教育ですかね。今、道徳、こん教育をなされている学校数は、——全校にこれはありますか。全校、道徳教育はやっておられる。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） 全校でやっております。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） この時間的にはどのくらいですかね。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員

長。

○委員長（松永純一君） はい、課長。塚副課長ですか。

○学校教育課長（塚副 徹君） 塚副です。

○委員長（松永純一君） はい。

○学校教育課長（塚副 徹君） 年間35時間です。

○委員（福嶋安徳君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 週、年間35時間って言ったら、ぴんどこぬが。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） 週1時間です。（委員福嶋安徳君「週1時間」と呼ぶ）

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 今いろいろと教育問題また学校問題、いろんな形で報道がなされているものがございます。生徒にしろ先生にしろ、この何といいますか、道徳教育ちゅうのが今、あんまり今までなされてこなかったっていうのが一つ問題点があるんじゃないかなというふうにも考えられます。

やはりこの道徳教育ちゅうのもやっぱり子供にとってはやっぱり本当に重要視していく必要があるんじゃないかなというふうに私なりに考えております。そういった面もですね、含めてやっぱりこの指導をしていく必要性を、これはもう求めときます、はい、要望です。

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。この第一中学校の校舎耐震改修工事に直接は関係ないんですが、まだ耐震改修をせないかぬ物件はどれくらいありますか。

○教育施設課長（増住眞也君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、増住課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 今現在、計画の中で進めておりますのは69棟でございます。

○委員（前垣信三君） で、済みません、はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 69棟が全部残っとるんですか。

○委員長（松永純一君） はい、増住課長。

○教育施設課長（増住眞也君） はい、済みません。現在、工事中のものが12棟ございます。それから、統廃合の関係で改修をしない予定のものがございまして、残りで申しますと、一中分の今回の予定を除きまして56棟が残ります。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 結構な数が残っとるんですが、これは完了といいますか、終わるのは大体どれぐらいまでに終わりますか。

○委員長（松永純一君） はい、増住課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 27年度を予定しております。（委員前垣信三君「いいです」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 東陽地区学校統合関連の経費なんですけど、ちょっと児童数をちょっと教えていただけますかね。各分校、河俣小。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。失礼いたします。平成24年度現在、種山小学校76名、内ノ木場分校8名、河俣小学校11名でございます。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） これは統合した場合、児童の送迎はどう考えておられるのか。送迎バス出されるのか。地理的わからないから。

○教育部次長（釜 道治君） はい。委員長。

○委員長（松永純一君） はい、釜次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい。統合対策として当然スクールバス、要するに対象となる地域の子供さんの数に応じますけれども、いわゆるスクールバスでその送迎はするということでございます。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） はい。なければ以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（矢本善彦君） ちょっと、はい、済みません。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 図書館ですけども、幸いにも人的被害なかったんですけど、ちょっと私、受付の上も何かタイルだったと思うんですけども、あすこもちょっと点検しちよったほうがいいと思いますけどね。これ意見です、はい。

○委員長（松永純一君） はい。以上で第9款・教育費については終了いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

（執行部 入退室）

○委員長（松永純一君） それでは次に、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について一括説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お世話になります。

議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号中、健康福祉部が所管いたします民生費及び衛生費につきまして、堀次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の堀でございます。座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

お手元にございます議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の見出し中、款の3・民生費では項の1・社会福祉費に3億8485万8000円を追加し、補正後の予算額を90億2143万円としております。項の4・災害救助費は238万9000円を追加し、538万9000円としております。あわせまして、民生費全体では3億8724万7000円を追加し、補正後の予算額を200億6071万4000円としております。

また、款の4・衛生費では、項の1・保健衛生費に6455万7000円を追加し、15億8429万9000円としております。衛生費全体の補正後の金額は上段となりますが、42億6582万4000円となります。

12ページをお願いいたします。歳出の中段でございます。

款の3・民生費、項の1・社会福祉費、目の1・社会福祉総務費に補正額といたしまして3

億8444万3000円を追加いたして、補正後を57億989万1000円といたしております。その補正財源は全額、国県支出金でございます。

内容を御説明いたします。節の19・負担金補助及び交付金に同額を計上いたしております。その内訳として右の説明欄をごらんください。

まず、地域介護・福祉空間整備等交付金事業900万円でございますが、1カ所当たりの補助金額は300万円となっております。これは第5期介護保険事業計画の中で、訪問看護ステーションの大規模化などに必要な給料、職員手当、報酬、需用費、使用料及び賃借料などの経費を用いて整備するための事業を行うものでございますが、本市13カ所の事業所に事前に確認しましたところ、3カ所から訪問看護ステーションの整備拡充を図りたいとお申し出があり、国へ申請を行っていたところ、本年7月11日に地域介護・福祉空間整備推進交付金3カ所分の900万円の内示がありましたので、今回補正予算を計上いたしましたものでございます。

次に、介護施設等スプリンクラー整備特別対策事業でございますが、199万3000円の補正となっております。

この事業は平成18年1月に長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災により、死者7名、負傷者3名の惨事が発生いたしましたため、平成19年公布、21年施行の消防法の改正により、スプリンクラーは延べ床面積275平方メートル以上の社会福祉施設には必置設備となり、さらに熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業におきまして、設置義務のない275平方メートル未満までの小規模多機能型居宅介護事業所に対しましても、平成24年度からスプリンクラー等整備助成が追加されることとなりました。

そこで、未設置の市内の4施設に照会を行い

ましたところ、床面積が199平方メートルの小規模多機能型居宅介護事業所ブロッサムから申請があり、補助基準に従い床面積1平方メートルあたり7000円の単価補助で、ここは199平方メートルでございますので、139万3000円を補助するものでございます。

また、消防機関へ通報いたします火災報知設備につきましても、未設置の施設5カ所に対して照会を行い、小規模多機能型居宅介護事業所の木もれびの家と憩いの家楽しみの2カ所から申し出があり、火災報知機を設置するため1カ所当たり30万円を補助いたすものでございます。2カ所分あわせまして60万円でございますが、スプリンクラーとあわせまして8月9日に県健康福祉部長寿社会局長名にて内示がありましたため、今回199万3000円の補正を計上するものでございます。

次に、介護基盤緊急整備特別対策事業と施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、平成24年度から本市は3年間の第5期介護保険事業計画におきまして、介護老人福祉施設入所待機者解消のため、平成24年度では設置予定の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設2カ所と、認知症対応型共同生活介護グループホーム施設3カ所、合計5カ所の整備を行うものでございます。

その施設の選定につきましては、先日外部委員を含めた地域密着型サービス運営委員会におきまして審査いただいたところでございます。選定の結果の資料をお手元に、文教福祉委員会、地域密着型サービス整備に関する資料ということでお届けしているかと思いますが、ごらんいただきましてよろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。カラーの地図等がついてる部分でございます。ございますでしょうか。

めくっていただきまして、地図の1ページ目の右のほうに表がありますが、下のほうです

が、12番と13番になります。これは地域密着型サービス整備状況、小規模特別養護老人ホームの位置図をあらわしております。⑫と⑬、黄色になっておるところがその位置を示しております。12番は仮称、――施設名は今のところ仮称ですが八代草、13番が――失礼しました、12番海士江町に八代草、13番が麦島の古城町にキャッスル麦島というものをつくられる予定となっております。

次、1枚めくっていただきまして、こちらはグループホームのほうの地図になります。表の下のほう15番、16番、17番、15番は昭和日進町のほうにグループホーム清流、16番が高田の渡町にグループホームひかり、17番が二見本町のほうにグループホームしあわせという施設を予定されているところでございます。（「資料1か」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）一番最後の今後のスケジュールにつきましては、「（引き出しから持ってきた）」と呼ぶ者あり（発言する者あり）でございますでしょうか。（「よかよか」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

一番最後の今後のスケジュールは、今後、施設等が行う予定のスケジュールめどを記載しているものでございます。

一応資料から説明に戻りますが、事業者の公募につきましては本年4月13日から八代市ホームページに掲載し、募集を行っております。

地域密着型サービス運営委員会の開催経緯につきましては、委嘱状交付式、事業概要の説明、計5回の開催となっております。

事業所のただいま申し上げました選定につきましては、まず6月25日、松高、八千把校区の第3圏域に計画の定員29人以下の小規模特別養護老人ホームに対しまして6事業所の応募から選定をいたしております。6月29日には太田郷、昭和、龍峯、千丁校区になります第2圏域に計画の認知症対応型共同生活介護グルー

プホーム施設に、こちらは1ユニット9人の定員となりますが、6事業所の応募から選定をいたしております。7月6日には植柳、高田、金剛、宮地校区の第5圏域に計画の認知症対応型共同生活介護グループホーム施設に4事業所から選定、あわせまして同日、日奈久、二見、坂本校区の第6圏域に計画の認知症対応型のグループホーム施設に対しまして2事業所の応募から、各圏域ごとにそれぞれ1事業所を選定いたしております。

さらに、1回目には応募がございませずに追加募集をいたしました代陽、八代、麦島、郡築校区の第4圏域には計画の定員29人以下の小規模特別養護老人ホームには5事業所から2回目には応募がございまして、8月29日に1事業所の選定を行った結果が先ほどの資料でございます。

選定されました小規模特別養護老人ホーム2カ所と、認知症対応型共同生活介護施設グループホーム3カ所の施設整備が円滑に行われますよう、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を財源としました熊本県の介護基盤緊急整備特別対策事業及び施設整備開設準備経費助成特別対策事業補助金を活用するため、補助申請いたしておりましたところ、本年7月26日に県健康福祉部長寿社会局長名にて県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3億2200万円の内示を受けたところでございます。

まず、項目の介護基盤緊急整備特別対策事業の内容といたしましては、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームに対しまして1床当たり補助単価400万円がございまして、29床の2施設でございますので、2億3200万円の補助金となります。また、認知症対応型共同生活介護グループホーム、こちらは補助単価が1施設当たり3000万円ございまして、3施設分合わせますと9000万円の補助金となります。合計しましたこの補助金3億2200万円

は、施設建設のためのハード整備に対応する補助金でございます。

次の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、5100万円となっております。まず、定員29名以下の小規模特別養護老人ホームに対しまして、こちらは定員1名当たり補助単価60万円がありまして、29名の2施設分となりますので、3480万円の補助金となります。

また、認知症対応型共同生活介護グループホーム、こちらでも1名当たり補助単価60万円でございますので、1ユニット9名でございますので、3施設分合わせまして1620万円の補助金となります。合わせまして補助金5100万円は、施設の新規開設に伴い、円滑な事業を行うため、開設前に看護職員、介護職員などの雇い上げ、そして職員研修、開設のための広報などの開設準備を行うことに要するソフト経費に対する補助金でございます。

次に、目の1の社会福祉総務費の一番下の事業となりますが、民生・児童委員PR活動補助金として45万円を計上いたしております。これは民生委員・児童委員の活動を広く住民にPRするために要する各地区の単位民生委員・児童委員協議会の経費に対しまして、県の補助要領に基づき助成されるもので、民生委員・児童委員の活動の重要性を呼びかけることで、地域住民に対してその活動への理解を図るとともに、担い手不足解消の一助とするということを目的といたしております。今回、本年8月31日に県補助金の交付決定が届きましたため、補正に計上したものでございます。

補助対象となります取り組み項目といたしましては、一つ、活動内容を周知する取り組み。一つ、民生委員・児童委員に対する親近感や好感度を高める取り組みの2項目ございまして、取り組む項目数により補助単価が決定するものでございます。

これまでの経緯といたしましては、本年４月に県の補助要領の提示を受けまして、本市にございます１９地区全ての単位民生委員・児童委員協議会に照会をいたしましたところ、９つの協議会から取り組む旨の回答を６月１８日にいただき、県へ申請していたものでございます。その内訳は、麦島、植柳、松高、八代、八千把、龍峯、太田郷、二見、鏡の９協議会が２項目に取り組まれ、補助単価が５万円でございますので、合計しますと補助金総額が４５万円となります。特定財源として、全額県支出金４５万円を予定しております。

なお、本事業は一昨年度から始まりました事業でございますが、２２年度７地区、昨年は８地区の単位協議会が取り組まれています。

次に、一番下となりますが、目の４・障害福祉対策費に４１万５０００円を補正し、補正後の金額を２８億２３１２万２０００円といたしております。こちらも財源は国庫支出金で障害程度区分認定等事業費補助金、障害者虐待防止対策支援事業の国庫補助の内示を７月５日に受けておるものでございます。

節は１１となり需用費でございますが、国の障害者虐待防止対策支援事業実施要綱に基づきまして、普及啓発事業の一環としまして、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに擁護者に対する支援に資するため、本年１０月１日から施行されます障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務などの広報及びその他の啓発活動を行うものでございます。今回は、ただいま申し上げました内容のチラシを５万７００枚作成し、市広報に折り込むとともに、相談支援事業所、障害関係施設、人権啓発センターなどへ配布を行う予定でございます。

次に、１３ページに移ります。

款の３・民生費、項の４・災害救助費、目の１・災害救助費に補正額といたしまして２３８

万９０００円を追加し、５３８万９０００円といたしております。これは東日本大震災の被災自治体であります宮城県石巻市に対する人的支援としまして、市職員を現地に派遣し、被災地復旧の業務に従事させるための関係経費をお願いするものでございます。

昨年度も石巻市に対しまして１０月から６カ月間、２名の職員を派遣いたしておりましたが、まだまだ復旧復興事業のため職員が不足している状況にあるということを受けまして支援を行うものでございます。本年度もこの１０月から来年３月までの６カ月間、土木技術職を２名、建築技術職を１名、計の３名の職員を派遣する計画でございますが、そのために必要な交通費等の経費を計上いたしましたものでございます。

その内訳といたしましては、節の９・旅費に３名の派遣にかかる旅費として２１９万４０００円、節の１１・需用費に派遣職員に支給する作業服などの経費として１９万５０００円でございます。なお、特定財源といたしまして石巻市からの負担金２３８万９０００円がございます。

次の項に移りますが、款の４・衛生費、項の１・保健衛生費、目の２・予防費に６４５５万７０００円を追加し、３億２４５６万１０００円といたしております。

節の１３・委託料に６４５５万７０００円の内訳としましては、定期ポリオ予防接種業務委託料６２８２万４０００円を、同じくポリオ予防接種の接種履歴を記録するための電算システム改修委託料といたしまして１７３万３０００円を計上いたしております。

予防接種事業は感染のおそれのあります疾病の発生及び蔓延を防止するため事業を行うものでございますが、発生、蔓延を防ぐための一類疾病のポリオ予防接種につきましては、昨年度から全国的に生ポリオワクチンの安全性を疑問

視する世論が高まりまして、いわゆる接種控えの動きが懸念されていたところでございますが、本市におきましてはそうした動きは顕著に見られず、特に変動もなく推移してきていたところでございます。

しかし、世論やマスコミ論調の流れから24年6月1日の国による関係自治体担当者会議におきまして、正式に生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンを用いた予防接種に変更するとの国の説明があり、本年9月1日から全国一律に不活化ポリオワクチンによる予防接種に移行することになったものでございます。

不活化ポリオワクチンによる予防接種に移行することに伴い変更される点は、ワクチン自体の効能が不活化処理により若干弱まりますために接種回数が2回から3回へ、将来的には4回にふえる見込みでありまして、これまでの春、秋2回の保健センターでの集団接種ではなくて、個別の医療機関に接種をお願いする個別接種形式になります。また、集団接種から個別接種ともなることで通年で接種できるなど、利便性は高くなりますものの、新しいワクチンの価格そのものが高いくことや個々に初診料を含め接種手数料が発生しますことから、接種単価は1件当たり9850円となります。

対象者数の見込みは、24年度春季の生ポリオワクチンによる集団接種を行った930人の方は2回の接種を見込み、本年度初めて接種される方1073人は3回の接種を見込んでおります。また、今後出生者のうち、年度内接種見込み数を延べ1419人と見込みまして、合わせまして本年度内の延べ接種者数を6498人と見込んでおります。

財源は一般財源となります。

以上が、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分に

ついて質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。この民生費、衛生費含めて、国・県の補助事業で行われますけれども、先日来、国からの通達で交付税がなくなるということが県のほうに通達になったということで知事が申されておりましたけれども、それについては、この地方自治体についてはこういった事業、もうほとんど全部とめるようなんですけれども、影響はどのような形になりますか。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、財政課長。

○財政課長（岩本博文君） おはようございます。財政課の岩本です。

交付税につきましては、市町村、自治体につきましては若干おくれはございましたけれども入ってまいりました。県関係がですね、ちょっとおくれであるというような状況。で、補助金関係はですね、今のところはそういう影響という話は聞いておりませんので、予定どおりといたしますか、補助金関係は年度末近くに入りますけれども、その形で収納されるのではないかとこのように思っております。

以上です。（委員福嶋安徳君「いいです」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） この予防接種だけでも、民生費の中で介護関係は県の支出金が全額だけど、この予防接種は一般財源を使うと。これは国のあれで、少子化の中でたい、何で県の補助金は出ないのかなと思ってから不思議でならぬと。そこを何か。

○委員長（松永純一君） はい、蒲生課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はつらつ健康課の蒲生です。よろしくお願いします。

予防接種に関しましては、これまでも補助金という形ではございませんで、国からの交付税措置で実施をさせていただいてるところでございます。今回の不活化ポリオワクチンについても同様と考えておりますが、その正式な通知としてはまだ来ておりません。

以上です。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 介護施設のこのスプリンクラー整備特別対策事業の、基本的には国・県の支出でしようけれども、工事額の割合は全額補助になるんですか、どれぐらいなんですか。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の國岡でございます。

委員、今御質問のスプリンクラーの整備の関係でございますけれども、平米単価当たり7000円という単価基準がございまして、それです、延べ床面積を掛けた分がですね、各施設のほうに補助金として交付されるという仕組みになっております。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。わかりました。それと、1つお尋ねしたかったですが、今この市内のこういった事業所で、このスプリンクラーの整備の割合といいますか、それはわかりますか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、済みま

せん。スプリンクラーの整備状況につきまして先ほど次長が申しましたように、福祉施設につきましてはですね、延べ床面積が275平米以上のところにつきましてはもう既に23年度末までですね、義務化が図られとります。

問題なのは、275平米未満の小規模な施設でございまして、それにつきましてはですね、先ほど次長のほうで御説明いたしましたように、該当する施設のほうにつきましてはですね、意向確認を行っております。で、ほとんどの施設がその意向に応じてですね、整備をされるわけでございますけれども、若干手出しの部分があるところがございますもんですから、どうしても平米単価7000円ではおさまり切らないと。その土地の状況とか住環境の状況ですね。そういうところにつきましてはですね、まだ残るところが数カ所、小規模でございまして、275平米未満の施設ということで。

現在、私どものほうで把握してます未整備の施設といたしましては、今回の予算の整備を外しまして、5カ所ほどまだ残っているという状況でございます。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） いいです。はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） この介護基盤緊急整備の中でグループホーム、これが今14カ所あって、3カ所が今度追加してくるんだけど、八代市の認知症は大体約3800人ぐらいおる中で、どのくらいの解消できるか、そこを。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。今回整備いたしますグループホームは3カ所でございます、1カ所につき入居定員が9名でござい

ます。で、計算しますと27名の方が利用できるということでございますけれども、今議員御指摘のとおりですね、市内にはですね、認知症という病名を持っておられる方じゃなくて、いわゆる介護の認定を受けられてですね、認知機能低下が見られる方が約4500名ほど、認定者が8000名のうちですね、4500名ほどいらっしゃると思います。

ただし、その中につきましてですね、どうしてもグループホームへ入らなければならないということはごくわずかな方でございますので、今回27名の入居定員を確保いたしますけれども、まだまだ未整備でございますのでですね、第6期の介護保険事業計画以降にですね、そちらの不足分についてはですね、検討していきたいというふうに考えております。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 12ページの介護基盤緊急整備特別対策事業について、念のため確認したいと思います。

予算書で国県支出金というような表現ございますけれども、財源スキームとしては国から県が一旦補助金を受け入れて、で、国の支出という立場で八代市に拠出されると、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。市のほうで予算化いたしまして、入りのほうはですね、県からいただきますけれども、その県からいただく補助金の財源はですね、あらかじめ国のほうから県のほうに流れてきてます。それがですね、ことしの6月の県議会の補正予算で成立をしております、それに基づいてうちのほうが歳入で受け取って、整備事業所のほうに交

付するという流れになります。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） そうしますと、この制度、——補助制度自体は、国の補助金の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けることになりますでしょうか。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） これにつきましては、今申しましたようにですね、国から財源が県に流れてきまして、基金として県が積み立てておりますので、形を変えて今度は県の補助金としてうちが受け取りますので、そこはですね、基金としての部分でございますので、ちょっと補助金の適化法に対象になるかどうかっちゃうのが、ちょっと私のほうじゃあ、今即答ができません。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、きょうのところはそれまでの返答で結構ですので、またわかりましたら改めてお知らせをお願いします。以上です。（長寿支援課長國岡雄幸君「はい」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第87号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。
（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 88 号・平成 24 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号

○委員長（松永純一君） 次に、議案第 88 号・平成 24 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号について説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。続きまして議案第 88 号・平成 24 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号につきまして、長寿支援課の國岡課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。長寿支援課の國岡でございます。座らせて説明させていただきます。

それでは、議案第 88 号・平成 24 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号について御説明いたします。

まず、1 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第 1 条、歳入歳出予算それぞれ 4720 万 1000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 128 億 9967 万 8000 円といたしております。

それでは、補正予算の内容を歳出のほうから御説明いたします。5 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

同ページの下段のほうに、第 5 款・諸支出

金、項 1・償還金及び還付加算金、目 1・償還金及び還付加算金で、4720 万 1000 円を計上いたしております。これは、平成 23 年度の介護保険給付費等の確定に伴う精算により、超過交付となった負担金、補助交付金及び平成 23 年度末をもってその効力を失った八代市介護従事者処遇改善臨時特例基金の残金をそれぞれ国・県などに返還するものでございます。

その内訳といたしましては、社会保険診療報酬支払基金への返還金といたしまして 109 万 5000 円、国への返還金といたしまして 3831 万 6000 円、また、県への返還金といたしまして 97 万 4000 円でございます。

それから、介護従事者処遇改善臨時特例基金に関する国への返還金といたしまして、681 万 6000 円を返還するものでございます。この介護従事者処遇改善臨時特例基金は、平成 21 年度の介護報酬改定で、介護従事者の処遇改善分が介護報酬に上乘せされたことに伴い、影響を受けます介護保険料の上昇を抑制するため、平成 20 年度に国の交付金を財源とし、創設しました基金でございます。この基金につきましては、平成 23 年度末までに解散するものとされ、解散するときに保有する基金の残金は国に返納しなければならないと規定されていたことから規定に基づき返還するものでございます。

なお、返還いたします残金は保険料上昇抑制分と一緒に交付されました当該基金の設置目的を市民に幅広く広報するための経費分の残金でございます。

引き続き、歳入のほうを御説明いたします。同じく 5 ページの上段をごらんください。

第 5 款・県支出金、項 1・県負担金、目 1・介護給付費負担金の過年度分 2022 万 5000 円は、平成 23 年度中に入るべき県負担金が入らなかったことから過年度分として今年度に入る負担金を財源といたしております。

次に、中段の第8款・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金で2697万6000円を計上しております。これは平成23年度からの繰越金の全額でございまして、介護従事者処遇改善臨時特例基金の解散に伴う残金もこの繰越金の中に入っております。

以上が補正予算の概要説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（矢本善彦君） 1つよかですか。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 介護従事者処遇改善の臨時特例基金の返納だけど、これは平成21年に私も一般質問してるんだけど、このときにどのぐらい上がるかと、1人当たり、介護者にですね。たしか1万5000円から2万円ほど給与が上がるような答弁いただいたんだけど、これはなぜ返還しなきゃいかぬのかな。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。今委員さん御指摘のですね、保険料抑制分につきましては、国からいただいた分につきましては全額抑制分に使っております。残って返還する部分につきましては、その国からいただいた分で保険料を抑制したんだよというのをですね、周知もしくはそれにかかわるですね、システムの改修費等に使う分でございまして、うちのほうにつきましてははですね、システム改修費につきましては自前で改修ができた、職員のほうでですね。外部からの――外注による経費はかからなかったということが主な要因で事務費が残って、これを返還するということでございます。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） それじゃあ、平成21年から、改定になってからどのぐらい、これは

使ってるの。今、残金が681万6000円だけど。これまで。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 当初基金額はですね、8348万8579円でございますので、そのうち今度返還するのが681万6000円ということになります。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） そしたら、介護従事者の処遇改善はもう廃止となったんですね、はい。

○委員長（松永純一君） はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。介護従事者の処遇改善につきましてはですね、引き続き介護報酬の中にですね、上乘せされて交付されることになります。ただし、それにつきましては、その各事業所のですね、申請をしなきゃいけないと。処遇改善にその給付分を使いますのでということで申請をします。県に申請をして、認められたところがですね、その改善分はですね、加算分という形でですね、国保連を通じて申請された事業所のほうに交付されるという仕組みに切りかわっております。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第88号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 89 号・専決処分の報告及びその承認について（平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 4 号（関係分））

○委員長（松永純一君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第 89 号・平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 4 号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

まず、健康福祉部から、歳出の第 4 款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。議案書 1 ページになりますけれども、議案第 89 号・専決処分の報告及びその承認につきまして御承認いただきたく、堀次長より説明させていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい、引き続きよろしくお願い申し上げます。座らせていただき説明をさせていただきます。

議案自体は 9 月 3 日招集分の八代市議会 9 月定例会議案の 1 ページ目になります。9 月 3 日招集分の資料でございます。

この会議案の 1 ページからになりますが、議案第 89 号・専決処分の報告及びその承認につ

いて、お願いいたします。

次のページお願いいたします。専決第 5 号です。平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 4 号のうち健康福祉部が所管します第 4 款・衛生費につきまして御説明いたします。

続きまして申しわけございません、飛びますが 6 ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、「議案書」「ここですね」と呼ぶ者あり）9 月 3 日分の 6 ページになります。

歳出の部になります。

款の見出し中、款の 4・衛生費では項の 1・保健衛生費に 520 万円を追加し、15 億 1974 万 2000 円としております。衛生費全体の補正後の金額は、上段となりますが、42 億 126 万 7000 円となります。

12 ページのほうにお願い申し上げます。12 ページでございますが、歳出でございますですね。

款の 4・衛生費、項の 1・保健衛生費、目の 1・保健衛生総務費に 520 万円を追加し、11 億 9102 万 4000 円といたしております。財源は一般財源でございます。節の 28・繰出金に 520 万円の簡易水道事業特別会計繰出金を予定しております。

これは 7 月 12 日に梅雨前線豪雨によりまして、坂本町管内の簡易水道施設 6 施設が断水となるなどの被害を受け、早急な工事施工が必要となったことから緊急に補正を行ったものでございます。被害状況は大平地区と上鎌瀬地区が浄水場埋没、導水管断裂、田上地区が山腹崩壊により配水管などの破損、中津道地区が道路陥没による配水管断裂など、片岩地区が落石などによる給水管の破損、原女木地区が土砂流出による導水管、配水管破損などございました。簡易水道事業の災害復旧費補正予算に対しまして、同額の 520 万円を繰り出すというものでございます。

以上が健康福祉部が所管いたします補正予算の内容でございます。御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、第4款・衛生費については終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部の入れかえをお願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） ちょっと報告をよろしゅうございますでしょうか。

○委員長（松永純一君） 誰が。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 先ほどの――。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 先ほどの報告をお願いできればと。

○委員長（松永純一君） 先ほど。（「西濱議員のお尋ねに」「県の介護基盤緊急整備特別対策事業」と呼ぶ者あり）（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「適化法を受けるかつていうもので」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい、じゃあ、はい、國岡課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。先ほどは西濱委員さんから御質問がありました、熊本県の介護基盤の緊急整備特別対策事業補助金の絡みでございまして、これが適化法の対象になるかということでございますけれども、調べましたところ、適化法の対象になるということでございました。

以上でございます。（委員西濱和博君「はい、承知しました、ありがとうございました」

と呼ぶ）

（執行部 入退室）

○委員長（松永純一君） 次に、教育部から、歳出の第10款・災害復旧費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第89号・専決処分の報告及びその承認についてでございますが、説明を釜次長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい。よろしく願います。座って説明いたします。

資料は14ページでございます。

また、お手元に文教福祉委員会資料2ということで、当時の写真を添付をさせていただいております。資料2というものでございます。

それでは、14ページの内容を説明いたします。

款の10・災害復旧費、項4・文教施設災害復旧費、目1の社会教育施設災害復旧費でございます。補正額が30万円、梅雨前線豪雨災害復旧事業でございます。去る7月12日から16日にかけて降り続きました豪雨により、さかもと青少年センターの施設裏手の駐車場の斜面2カ所と深水社会教育センター敷地内の旧校舎と旧体育館の間の奥の斜面1カ所に一部土砂崩れを起こしたことによりまして、その土砂撤去の費用を補正させていただいたものでございます。

その写真につきましてが、資料2でございますけれども、一応現況写真ってことでつけております。2ページ目が青少年センターの位置図を書いております。いわゆる山側の一番奥の斜

面が2カ所崩れたというものと、深水社会教育センターについては写真と、資料4ページでございますけれども、旧校舎と旧体育館、資料では僻地集会場ちゅう表示になっておりますが、この間の奥の山手の斜面崩壊が一部あったということでございます。他の災害復旧とあわせて専決処分に至っておるというような状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第89号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第95号・財産の取得について

○委員長（松永純一君） 次に、議案第95号・財産の取得についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。お世話になります。議案第95号・財産の取得についてでございますが、八代市立八代養護学校の校舎改築に当たり、敷地を取得するものでございま

す。担当課であります教育施設課の増住課長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育施設課長（増住眞也君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 教育施設課でございます、よろしくお願いします。それでは座りまして説明させていただきます。

議案書の35ページをお開きお願いいたします。議案第95号・財産の取得について説明いたします。

八代養護学校校舎の改築に伴いまして、現在の学校敷地の南側に位置します土地を学校用地として取得するものでございます。1、物件の所在地、八代市高島町八番割4502番1ほか10筆でございます。2、面積が5676.06平方メートル。3、地目、宅地、田、畑、公衆用道路でございます。4、取得予定価格でございますが、8075万9106円でございます。5、契約の相手方でございますが、八代市高島町4259番地、古川京子さんほかごらんの4名でございます。7月30日、31日及び8月1日にそれぞれ仮契約を済ませました。

資料下の提案理由にもございますように、予定価格2000万円以上でかつ面積が5000平方メートル以上の土地を取得するには八代市市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

次の36ページに位置図をつけております。図中斜線の部分が今回取得を予定している場所でございます。

なお、今後の整備のスケジュールでございますが、本議会で御承認をいただきますと、道路の取り付け工事、それから調整池等の工事の入札を11月に済ませまして、今年度内を工期と

して工事に取りかかる予定としております。その後、25年度、26年度の2カ年で新校舎の建設、27年度には既存校舎の解体と屋外附帯工事を予定しているところでございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（松永純一君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 今度はその校舎っちゅうほうの改築っちゅうか、するですたいね。で、高等部の場合は、もうそのプレハブでしとつでしょうが。将来的にはその改築とかあれをどうかされるっちゅう計画あつとですかね。

○教育施設課長（増住眞也君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、増住課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 高等部につきましては現在プレハブとおっしゃいましたけど、軽量鉄骨の校舎が、新校舎があります。それから今現在使っている鉄筋コンクリートのある種の校舎がございまして、プレールームで今使っているところですけども、こちらの校舎をですね、ちょっと改修いたしまして、高等部としての教室用とかということで使いたいというふうに考えておるところでございます。（委員庄野末藏君「はい、よかです」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終わります。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第95号・財産の取得については可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎請願第4号・八代市教育委員会管轄の公立学校の敷地内禁煙について

○委員長（松永純一君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願1件に、継続審査の請願2件と陳情1件です。

まず、請願第4号・八代市教育委員会管轄の公立学校の敷地内禁煙についてを議題といたします。要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（松永純一君） はい。本請願について質疑、御意見等はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 今回の請願は私が——私を含めて3名が紹介議員となっておりますけれども、実は請願書をお持ちしたときに、申請人がこの高野さんということになってますが、請願書の中にはですね、すごい、10ぐらいの団体と個人が20人ぐらいの団体の連名で出してあったんですが、この印鑑が押してないということで、もう高野さんだけということにしたんです。

で、私も一般質問でしましたけれども、教育部のほうが25年度を目途に全部取り組みたいと、校内禁煙を取り組みたいという趣旨の発言をもらいましたので、よければ今回皆様方の同意を得て、ぜひこの案を通過をしていただきたい

いと思います。

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福島委員。

○委員（福島安徳君） 学校職員の、教員の皆さんの中でも喫煙者おられると思いますけれども、そういう方々への配慮というのはどういった考えになりますかね。これはちょっとわからんですか。（「教育委員会は呼ばなかった、待機しますか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） それでは、ただいまの質問について執行部から少し説明を求めたいと思いますが、ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、教育委員会を、ちょっと入れときますか。（「委員長、小会をお願いします」と呼ぶ者あり）はい、小会、しばらく小会します。

（午前11時17分 小会）

（午前11時20分 本会）

○委員長（松永純一君） はい、本会に戻します。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。じゃあ、すいません。先ほどの喫煙する教職員への配慮をどうするかという質問についてお答えいたします。

現在、教職員で喫煙をする教職員の割合ですが、8.1%の教職員が、（「8.1%」と呼ぶ者あり）8.1%の教職員が喫煙をしている状況でございます。その教職員につきましては、理解や周知を図るため、一定の期間が必要であるというふうに思います。それらの整備が整い次第実施するということで、またこの教職員に対しては、禁煙セミナーの開催を実施したり、また、禁煙外来実施医療機関の紹介や治

療についての情報提供を行ったり、また健康診断、保健指導等の機会における情報提供等を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（松永純一君） 福島委員、いいですか。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福島委員。

○委員（福島安徳君） やはり、8.1%ということでございますけれども、すぐすぐですね、たばこ、この禁煙にできるという状況を、まあ皆さんにこの努力していただくというような形なんでしょうけれども、あくまでもこういう禁煙できるという人がおられるかですたいね。簡単にこれがやめられるというのが、できるとは思われぬわけですたいね。精神的な苦痛が与える可能性っちゅうとも考えられます。

で、禁煙、この校舎内のですね、その禁煙というのはわかりますけれども、やっぱりそういったところへの配慮もなしにこれを決めて、この決定していいのかという気持ちがあるわけですね。で、そこらあたりはですね、もう少しこの考えてほしいなというのが私たちの気持ちなんですけども。

何といいましても、この八代市内にはこのたばこの栽培者もおられます。あくまでもこの禁煙を呼びかける方々の一方的な考えのもとでそういうのが、たばこを吸うのは悪いと決めつけた中でのこういったいろんなこの話、また、協議になっていくというのが、ちょっとそこらあたりの考えも必要じゃないかなというふうには思われます。

で、私の友人にも結構たばこを吸う人はいるんですけども、やめたくてもやめられないというような人もおられます。やめて、ほかの病気を引き起こしたら、またそれもまた健康を害するというのも考えられるわけですね。そういったところの配慮をですね、もう少し考えていい

んじゃないかなというような気はいたします。
そこらあたりをもう少し、どういうふうな形で
やったほうがいいのか、もう少し説明できれば
説明してほしいです。

○委員長（松永純一君） はい、北岡部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。この件につ
きましてはですね、今までも禁煙という方向で
ですね、敷地内でのというような方向で、今現
在八代市内の学校でもそれを実施している学校
とできていない学校とがございます。教職員の
異動がございますと、では今吸えるというよう
な状況の中にいらっしゃる先生方が、今度は異
動によって敷地内では吸わないという方針で行
っている学校に行かれた場合にはどうなるのか
ということがございます。

また、先ほどもお話の中で出ていたかと思
いますが、現在八代市を含めまして熊本県内で4
市だけが、市としてですね、管内の学校の敷地
内全面禁煙というのをやっていないと。で、他
の市ではやっていらっしゃるわけですので、当
然管外交流というような形でですね、学校の先
生方も異動によって他の地域へ行かれる場合も
ございます。そうなれば吸えないというような
状況がございます。

そういう意味合いからというわけだけではご
ざいませんですけども、もう敷地内での禁煙とい
う方向にはですね、もう向かって行かなければな
らないのではないかなというふうに考えており
ます。ただ、すぐすぐ、今福嶋先生からおっ
しゃいましたように、現在今たばこを吸ってお
られる皆様方へのいろんなケアといいますか、
そういう部分を考えますときに、24年度末で
はなかなかそれは、周知の徹底というのは図り
にくいということから25年度末をめどにとい
うところで目標を決めてですね、行っていきた
いというふうに考えているところでございま
す。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。私も学校側の御
意見っちゅうのも聞きましたけれども、学校側
とすればそういった、今、今後はそういった方
向に向かうだろうと予想はされておりますね。
で、私自身も学校、その校舎内とかそういった
ところで禁煙がなされていくのは、これはもう
もともと反対じゃないんですけれども、そうい
った方々のことを考えれば、私も喫煙者でした
から意味がわかってですけども、そういったと
ころの人たちへの配慮というものもやっておか
ないと、本当にたばこを愛する人の気持ちはそ
う簡単にですね、曲げられるもんじゃないと思
います。

で、そういった方向でですね、敷地内という
形をとってしまうなら、どこにおってもこれは
たばこ吸えないわけですね。もう学校施設内っ
ちゅうことになれば。校舎内とか校舎周辺とか
そういった、まあ何とかそういったところも配
慮がでくつならばですね。

これを全部私たちがここで賛成で決めてしま
えば、それでよかと思いますけれども、やはり
そういった方々はやっぱりもう少しそういった
ところの、——いきなりのこの決定っちゅうの
は、ちょっと難しいんじゃないかなというふう
には私自身はですね、考えます。で、もう少し
そこんところを配慮していただけるようなこと
であればですね、よかと思いますけども。

今さっき、教育部長も言われました25年
度、全面的にやるということで行けばですね、
そういったところももう少しは配慮もあってい
いんじゃないかなというような気はしますけど
も。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 福嶋議員のおっしゃる
のもようわかってですけども、基本的にはこ
のたばこを吸わない人、要は子供たちのことを

考えた話なんですよ。だから、よその市ができとって八代市ができぬちゅうわけではないと思いますから、できればなるべく学校敷地内ではたばこを吸わないということに決めれば、それなりに先生たちも対応はされるんじゃないかと私は思います。で、よそができぬのなら仕方ないんですけど、よその市町村がやっとならから八代市ができぬということではないと思います。

○委員（西濱和博君） 委員長。（委員福島安徳君「はい。あ、よかです、どうぞ、よかですよ」と呼ぶ）どうぞ。

○委員長（松永純一君） うん、先に福島委員、どうぞ。まず、さっき答えたいとらぬとですから。

○委員（福島安徳君） はい、はい。いや、もう私もですね、校舎内とか何とかで禁煙すつとは、それはもう反対じゃなかですよ。これはもう当然だろうと思う。で、そういった形でですね、もう少したばこを吸う人が、あくまでもやっぱりやめていかれきんらばですね、それはもう、それでもうそういった努力がなされていけば、もうそれが一番ベターなんですけれども。あくまでもやっぱりそれだけ吸っている方々に対してもう少し、——子供たちへの配慮はですね、もちろんそういったところは学校の先生だけ、それはわからすと思うんですね。そこんところをもう少し配慮が必要じゃないかなという私の意見ですね。

○委員長（松永純一君） 答弁が要りますか、ただいまの意見には。

○委員（福島安徳君） いや、もう少し、どういった形で進められるのか、もう一度。

○委員長（松永純一君） はい、北岡部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。どういった形でといいますのは、先ほど申しましたように、今現在喫煙をしていらっしゃる先生方に禁煙についてのですね、いろんなセミナーへ

の周知をしたり、またはいろんな情報を提供したりというようなことで、禁煙の方向にですね、行かれるということの御案内をするということでございまして、決して現在喫煙をしていらっしゃる先生方に強制的に喫煙をしないでというような話ではございません。どうしてもやっぱり喫煙をしたいというようなお話があれば、敷地内での喫煙はできないということでございますので、現在もほかのところでも聞いておりますけども、敷地内でできないということで敷地外ですね、場所を決めてそちらで吸っておられるということも現在あるわけですので、それは選択として選べるというふうに思いますので、学校内で、先ほど言いましたように教育的ないろんな面での配慮から、やはり敷地内での禁煙ということにつきましては、やっぱり推進していく方向が必要であろうというふうに考えております。（委員福島安徳君「はい、オーケーです、はい」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） 西濱委員。

○委員（西濱和博君） 参考までにお尋ねしたいと思うんですけども、先ほど部長のほうから御説明ありましたが、八代管内においては敷地内全面禁煙してる学校とそうでない学校があるというようなことで、統一化をこれまで図っていらっしゃるというお答えだったと思うんですけども、ちなみに敷地内の全面禁煙をしていないところの学校ですね、今回教育委員会がお考えの意向についてはどういう反応を示されてるかっていうのが、もしわかればお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。今の御質問ですけれども、一応9月の7日の日に校長

・園長会議がありましたので、この敷地内禁煙につきまして校長・園長先生方のほうに、次長、そして私のほうから説明をしたところで。時代の流れ、受動喫煙防止、健康増進法等がありますので、いたし方ないといったところで校長・園長先生方は受けとめておられます。

ただ、まだ教職員のほうには説明等をしておりませんので、まだそちらのほうはこちらのほうでは把握しておりません。

以上です。（委員西濱和博君「はい、状況わかりました」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。さっき教職員の喫煙率が8.1%、人数にしたら何名ですか。

（「ちょっと済みません」と呼ぶ者あり）アバウトでいいですよ、教職員の総数がわかればそれで。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。教職員数が今1047名いますが、喫煙者数が85名です。

○委員（上村哲三君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。この請願のおっしゃることはよく理解できます。私もたばこを吸います（笑声）ということですね。じゃあ、市庁舎はですね、施設内禁煙であってですね、分煙化を進めておる。学校は敷地内全体を——この請願の内容ですよ、禁煙にしろという請願でございますね。で、対象者が学校の場合には子供があまたであると、児童があまたであると、幼少年があまたであると。と、この庁舎内はね、年齢の高い人がおるであるということから分煙と禁煙というような色分けを考えているのかなと。

市長も以前はたばこを吸っておいりましたね。で、あんたやめたんだと私が聞いたら、うんに

や、やめとらぬばい、休止ばいと。というのはね、その背景にはやはり年間のたばこ交付税がですね、平成22年度の直近だったと思いますが、7億3000万円だったというふうにたしか記憶していますが、合併以前は10億超えてたというような中で、やっぱ禁煙化の波の中でそんなに減ってきた。この7億円というのはやっぱり、今、税収が落ち込んでいる中でですね、大変大きな財源じゃなかろうかと。その分の一部が教育費に回ったり、市に回ったりしてる。これはもうね、どこがどうなのかって言えないけど、そういう部分もあってですね。

さっき、福嶋委員のほうから吸う人の立場に立って、もう少し配慮が足りないんじゃないか、例えば、公立学校、幼稚園の敷地内禁煙をした場合に、じゃあ隣の道路で、歩道で先生たちは喫煙をするのかと。そこを通る人たちはどんなイメージで見えるかな、先生を。そういう思いもありますよね、それが1つ。

それから嗜好品であるということが1つ。嗜好品に対してですね、禁煙化を進めますというような言い方はね、あまりいきなりは乱暴だと思う。個人の問題をですね、嗜好の問題を人からとやかく言われる筋合いはないて言う人たちもたくさんいます。これ、極端な例を私が言います。

そういう面も考えればですね、今、市役所の庁舎内が分煙化を進めていると。この間、前垣委員からも、もうちょっとウサギ小屋みたいなのはどうにかしてやらぬかいと、たばこ吸いなる人たちに対してっていうような言葉もあったようにですね、やはりその方々ですね、確かに体に悪い悪いと医学的に言われてますけど、私が以前子供たちをお世話になった病院の先生もですね、喫煙しとられてしばらくやめておられました。で、また吸っとられました。で、先生また始めたんですかって言うたら、たばこはいつでもやめれるよと。でもねって、こ

のたばこ一服がですね、いろんな頭の整理、ストレスの解消につながるのであれば、たばこは吸っても僕はいいと思いますよと。だから僕も医者だけどたばこを吸ってますというふうなことも言われました。ただ、たばこは百害あって一利なしじゃなくてですね、百害あっても一利ぐらいはあるんですよ。そういうやっぱり医学界の方がおっしゃるんだからですね、これは有名な先生だ……。

だから、そういうことも踏まえればね、もうちょっと喫煙者の立場ちゅうのもね、考えながらね、その方向性はあったにしてもですね、徐々にやっていかないと、あまり強固なことをやることが全てなのかなというふうな気がするんですけどね。だから、私はよっぽど法律でたばこはもう発売も生産も禁止って言われない限りは、恐らく私は死ぬまでたばこは吸うんじゃないかなというふうに思っております。

でも、分煙化には反対はしません。皆さんが嫌がるなら分煙、できる場所でたばこは吸います。受動喫煙の問題が問題ならですね、それに対する受け身側だけでなくですね、やはりそういう形、起こされる方のこともですね、ここはだってずっとやってきてるじゃないですか。国も制限しないじゃないですか。

国の厚生労働省とまた農業関係は全然違った意見をするでしょう、先ほど話があったようにね。たばこの耕作面積、八代多いですからね。そういう面も含めてですよ、少し、もうちょっとさっきのような言い方じゃ、もう25年度のめどに禁煙を進めますというふうな言い方、ちょっといかがなものかなというふうに、もうちょっと庁舎内全体で考えるべき問題じゃないかなというふうにも思いもします。それに対して何か意見ありますか、今言ったことで。

○学校教育課長（塚副 徹君） 済みません、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。今、御質問ありましたが、全くそのとおりかなとも思います。ただ、学校の教職員の先生方も子供たちの目の届かないところで喫煙をしたり、分煙についてはですね、考えてされているところです。ただ、先ほども申しました時代の流れ、公共の場、子供たちがいる場で、やはり喫煙をすることはっていうことで先生方も考えていらっしゃるんじゃないかというふうに思います。

また、25年度っていうことですが、25年度末っていうことで、26年の4月からというふうにこちらは考えておりますので、今から1年半ぐらいあると思いますので、その間に。――で、先ほど禁煙セミナーとかの実施をするようなお話をしましたが、あくまでも希望者に対してのこの禁煙セミナーです。で、吸われる分はですね、結構かと思いますが、そういったところも教職員のほう配慮されながら吸われていくんじゃないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長、もうちょっと。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） もう、今上村委員も言われましたようにですね、そういった内容的にはそういうふうに考えたほうが、施設内でそういった、その少ないのであるならば、もうその一角あたりもですね、子供たちに迷惑のかからないような形、そんなところでのっていう気持ちもあっていいんじゃないかなというふうな気はいたします。

それと今、これはもう今のこの施設内の禁煙に対しては関係ないかもしれませんが、今国内でいろいろと騒がれております脱法ハーブの問題も、今重要視されてきております。そういうのがまた八代でも蔓延してくるならば、

たばこを禁煙した以外にそういったものがまた入り込んでくるならば、それこそまだ恐ろしい状況になっていきはせぬかなという、そちらのほうも考えられるわけです。あまりにも禁煙、禁煙と言い過ぎると、そういった方向、闇の中にその手を染めていく時代が出てきはしないかなというふうに私なりに思って、あんまりにもこれ言い過ぎっとはいかぬかなというのも私なりに思っております。そういった方向性も考えてですね、やっぱり決断をしたほうがいいかなというふうには思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前 11 時 41 分 小会）

（午前 11 時 41 分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第 4 号・八代市教育委員会管轄の公立学校の敷地内禁煙については採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手多数と認め、本件は採択することに決しました。

ただいま採択と決しました請願 1 件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めるものとしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎平成 22 年請願第 2 号・八代市立白島ぎんが

保育園民営化反対について

◎平成 23 年請願第 7 号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について

◎平成 23 年陳情第 11 号・河俣保育園の存続について

○委員長（松永純一君） それでは次に、平成 22 年請願第 2 号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について、平成 23 年請願第 7 号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について、平成 23 年陳情第 11 号・河俣保育園の存続についてであります。本 3 件については関連がありますので一括議題とし、採決についてはおのの行うことにいたします。

この 3 件について質疑、御意見を伺う前に、執行部のほうでこの件、民営化等についての進捗状況がどのようになっているのか説明を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。今の現在の民営化の計画の状況につきまして、こども未来課の松村課長より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。こんにち。 （「こんにちは」と呼ぶ者あり） こども未来課、松村でございます。

ただいまのお手元のほうに、現在地元、保護者との協議の場で使っております資料について

お配りをしていますので、そちらにつきまして最初に御説明のほうさせていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまのお手元のほうにお配りいただきました八代市立保育園民営化等計画素案の考え方、たたき台というふうにしております。一応これはあくまでも私どもが話をする場でのものになる一応案ということで、これをもとにそれぞれ保護者の方からの意見を聞きまして、今後素案の計画を策定したいということで現在進めております。

前回の計画と違いますところは、こちらのほうの資料でもアンダーラインのほうですね、引いておりますので、そちらのほうを参考にさせていただければというふうに思います。

早速、説明のほうに入りますが、まず（１）計画年次でございますけども、今回策定します計画の年次は平成２５年度から平成３４年度までで、そのうち第１期計画を平成２５年度から２９年度、第２期計画を平成３０年度から３４年度までといたしております。

次に（２）で、対象となる保育所でございますが、①につきましては前回と変わっておりません。今回②としまして、一部の保育所は拠点保育所として存続することとしております。

この拠点保育所とはどういうものかといいますが、市内をある程度ブロック化をしまして、そのブロックごとに公立保育所を配置し、ブロック内の民間保育所と連携を図っていただくというものでございます。その存続する保育所の役割としまして、その下のほうに四角で囲んでおりますが、その中のほうの御説明をいたします。

拠点保育所では、保育の実施や保護者の子育て支援という本来の保育所の役割に加えて、保育内容に関する事例の調査研究を積極的に行うなど、保育における相談窓口となり、拠点保育

所周辺の民間保育所と連携を行うこととしております。その１つとしまして①で、公立保育所が養いましたノウハウを民間保育所と共有することで、市全体の保育サービスの向上に努めるということでございます。②では、公立保育所は特別な支援を要する子供の保育が必要になったときや、急激な保育環境の変化への対応するためのセーフティーネットとしての役割を果たしますということをやっております。例えば、特別に配慮が必要な子供さんの預り、いわゆる障害児、障害をお持ちの子供さんとか、またDVとか災害などで急にこういう保育が必要になったときのセーフティーネットとしての役割を果たしていこうということを考えております。

次に（３）におきましては、民営化の方法でございます。まず、丸の最初のところの移管先のところに、今回社会福祉協議会も移管先の一つとして検討するということを入れたところでございます。

あと変わっておりませんで、最後のほうの丸、移管にあたっての条件のところでございますけども、こちらのほうでは昨年の説明会で要望が多かった、保育所独自の行事の存続や地域の保育所としてあってほしいという要望がありましたことから、今回下線の文言を追加いたしましたところでございます。

続きまして、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

その他の①でございますが、該当保育所の入所児童への対応としまして、昨年までは引き継ぎ保育を主につてことで御説明をしておりましたが、このほかにも公立保育所保育士の移管先への交流なども含めたところで協議をするということで、こちらのほうを追加をいたしております。

そのあと変わりましたところとしましては、（４）統廃合の方法でございます。こちらにつ

きましては内容のほうの充実を今回しております。前回まではこちらの統廃合の基準等ございませんでしたので、今回はお示しをするというところで明文化をしております。

まず、選定基準でございますけども、統廃合を実施する保育所は、入園児数の推移、地域の出生数や就学前児童数の状況等を把握し、近隣に受け入れ可能な認可保育所があり、下記の条件のいずれかを満たすこととしますと。下記の条件っていいものは、①としまして、小学校校区内に、公立保育所が2カ所以上ある場合。また、②としまして、入園児童数が20名を下回った場合。こういった場合には統廃合を検討しましょうというふうにしております。

しかし、中山間地域におきましては平野部と違いまして、選択できる保育所が少なかったり、ほかの保育所までの距離が離れているなど、保護者への配慮を行う必要があるということから、中山間地への対応というのを今回新たに別途に定めております。

その内容は、中山間地においては、できる限り分園や小規模保育所などの方法で継続できるようにします。しかしながら、入園児童が10名を下回る状態が続くと見込まれる場合は、統廃合の検討を行いますというふうにしております。

また、その下の園舎等の跡地利用につきましては、当然のことでございますが、統廃合を実施した後の園舎等の利活用については、当該地域と協議をして決めますというようなことにいたしております。

以上が見直し素案、いわゆるたたき台として、現在保護者と話し合いを行っているところの内容でございます。

そこで、今後のスケジュールでございますけども、その下のほうに書いてありますが、8月上旬から前計画に上がっております6つの保育園の保護者との協議を始めておりまして、た

だいま4園で1回目を終わったところでございます。

昨年までと違いまして、1対1の正面での話し合いじゃなくて、丸く輪になってですね、座談会的なことで話し合いを極力させていただいているというところで、私たちの考えを伝え、また保護者の皆様方の率直な考え、御意見を聞くことができているというふうに感じております。

また、1回では終わらないところもございまして、引き続き話し合いを行いまして、方向性をお互い確認できるように努めていきたいというふうに考えております。まだ行っておりません残りの2園につきまして、1園は来週の月曜日に一応予定のほう入れております。もう一園のほうはまだ日程の調整ができておりませんが、早いうちに行っていきたいというふうに作業を進めております。

ただいま行っております保護者との協議が終わりましたら、それをもとにした計画見直し素案をつくりまして、その後は10月中旬から関係地域の市政協力員あるいは民生児童委員の皆さんや地域審議会への説明のほかに、パブリックコメントの実施と文教福祉委員会への説明等を行うようにしているところでございます。

できるだけ12月中に見直し計画のほうを策定するというところで、現在スケジュールをつくってるところでございます。

以上、現在の状況についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい。ただいまの説明について質疑、御意見等はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。この対象保育園をブロック化して、いろんな保育の連携をとるということで、このブロック化についてもう少し

し詳しく、いいですか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。一応このブロック化につきましては、ただいま公立保育園の園長を含めたところで区域割りのほうをしております、まだその詳細につきましては出ておりませんので、またこちらのほうがわかり次第、当委員会のほうで御報告させていただくところでお願いしたいと思います。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい、もうちょっと考えさせてください。

○委員長（松永純一君） ほかに。

はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。今の説明に関連するんですけれども、この今陳情が上がってます河俣保育園、これは今子供が何人ぐらいおるんですかね。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、松村課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 十五、六名だったと、ことしですね。（委員前垣信三君「十五、六名はおるわけですね」と呼ぶ）はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 今、執行部のほうから説明があったようにですね、今3件とも継続ですね。今の説明によれば、内容的にも3件に対しては継続して様子を見るっちゃうか、そのほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） はい。継続審査についての御意見が出ておりますので、これについてお諮りをしたいと思います。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

それでは、平成22年請願第2号・八代市立白島ざんが保育園民営化反対について、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

次に、平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

次に、平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（松永純一君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時54分 小会）

(午前 11 時 56 分 本会)

○委員長(松永純一君) 本会に戻します。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(松永純一君) 次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上 2 件です。

・教育に関する諸問題の調査(八代市立図書館の窓口業務の委託状況について)

○委員長(松永純一君) このうち教育に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市立図書館の窓口業務の委託状況について、説明願います。

○図書館館長(濱田大祐君) はい、委員長。

○委員長(松永純一君) はい、濱田図書館長。

○図書館館長(濱田大祐君) はい。こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 図書館の濱田でございます。八代市立図書館の窓口業務の委託状況について御説明をさせていただきます。失礼をして、座って説明をさせていただきます。

お手元の八代市立図書館の窓口業務の委託状況についてという資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、1、図書館の平成 24 年 7 月 1 日からの新たな取り組みについて御説明申し上げます。平成 23 年度に図書館の運営方針を策定いたしまして、その方針に基づき、本年度具体的な取り組みを行っております。

まず、(1) 開館日の拡充としまして、①定例休館日の廃止。(「資料を」「よかよか、進めよってよかです」「よかよかどうぞ」と呼ぶ者あり) はい、済みません、(発言する者あり) ②整理休館日の廃止。本館、毎月最終水曜日、分館、最終木曜日を廃止いたしました。③祝日休館日の廃止をいたしております。④蔵書点検休館日の短縮をいたしました。3 館ごとに 14 日間だったのを、3 館合計で 7 日間へ短縮いたしました。⑤保守点検による休館日の設定。年間 13 日間程度設定しております。⑥年末年始日の休館。6 日間はこれまで同様の設定でございます。その結果、平成 23 年度のこれまで年間 274 日だった開館日を 339 日へ、年間 65 日間ふやしております。

また、⑦分館の開館時刻の変更をいたしております。午前 10 時に開館していたものを、午前 9 時 30 分開館に変更しております。この結果、開館時間は月曜から金曜まで 9 時 30 分から 18 時までで、本館も分館共通でございます。土日祝日は 9 時 30 分から 17 時までで、本館、千丁分館共通といたしております。

次に(2) 窓口業務の業務委託化としまして、ここでは人数を御紹介したいと思えます。①月曜から金曜日までは本館 4 名、夏休み 2 カ月間 5 名、分館 3 名、夏休み 2 カ月間は 4 名でございます。②土日祝日は、本館 7 名、分館 4 名としまして、以上、最低限の人数として委託をいたしております。

(3) 貸し出し冊数等の増加。①貸し出し冊数を 1 人 5 冊から 10 冊へ増加しております。②予約リクエストを 3 館合計、1 カ月 5 冊から 10 冊へふやしております。

次に、(4) 移動図書館車巡回場所の見直しをいたしております。①利用の少ない巡回場所を 2 カ所廃止し、新たに 11 カ所を新設しております。詳しくは資料の 4 ページをごらんいただきたいと思います。説明は割愛させてい

たきます。

次に、資料の5ページをごらんいただきたい
と思います。

5ページに、現在の本年度の利用状況をお記
しております。平成23年度、24年度の入館
者数等の比較表でございます。まず、入館者数
ですが、本館では平成23年度に対しまして7
月が29%増、8月が43%増となっております。
館全体の合計で7月が19%、8月が34
%増となっております。

貸し出し冊数につきましては、本館の7月が
33%、8月が37%増となっております。館
全体では、7月が23%、8月が32%増とな
っております。

登録者数につきましては、本館が7月末で4
%、8月末で4%増となっております。館全体
でも同様の増加率となっております。

以上のように、約2割の開館日の増に対しま
して、2割以上の伸び率が得られているものと
考えているところでございます。

それでは、資料の1ページへお戻りいただき
たいと思います。

中段にその他としまして、博物館・文化まち
づくり課・図書館の3館連携サービスを始めて
おります。各館や課が所蔵するレファレンス資
料及び情報を連携しまして、市民の皆様へ効率
的に提供するようにいたしております。例え
ば、八代市の歴史についてお尋ねがあった場
合、図書館にない詳しい内容であった場合は、
文化まちづくり課の学芸員等を紹介し、そちら
で詳しい資料及び説明をしていただく案内をす
ることでございます。図書館のサービスとし
て、レファレンスサービスとして位置づけられ
ているものでございます。資料所有機関を紹介
するものでございまして、平成24年4月から連
携をいたしております。

次の町なか図書室との連携でございますが、
本町アーケードの交流施設、まちなかホーム

ームたまりんば内に設置された町なか図書室へ
図書や雑誌、平成23年度から合計で1800
冊程度を提供したり、図書館で町なか図書室を
紹介するなどし、お互いの利用の促進を図って
いるところでございます。

続きまして、飲料水自販機の設置。本館でご
さいますが、これは平成23年度に運営方針の
パブリックコメントを募集した際に寄せられた
意見や熱中症対策及び図書館サービスの一環と
しまして、平成24年10月1日をめどに設置
を予定しているものでございます。飲食につき
ましては1階ロビーの談話コーナーのみでご利用
いただいているところでございます。

次のマルチメディアコーナーの新設ござい
ますが、児童コーナーの一角に八代産の置き畳
を敷き、カーテン及び本棚で囲った約12平米
程度の広さの空間で、障害を持った子供さんや
親子の方々などに、気軽に、リラックスして、
使用していただけるスペースとして新設いたし
ております。この事業は、ふるさと納税制度に
基づくふるさと八代元気づくり応援基金100
万円を活用し、実施しております。

記者室への資料提供は10月1日を予定して
いるところでございます。また、市内の保育
園、幼稚園、小学校等へも御利用の案内をする
予定でございます。

マルチメディアコーナーの備品及び図書資料
でございますが、資料の2ページに記載させて
いただいております。説明は割愛させていただ
きます。

次に、中段にこれまでに寄せられた声とし
まして、本年度の7月からの新しい取り組みにつ
きまして、市民の皆様方からいろんな御意見を
頂戴いたしております。本館、千丁分館の分を
記載しておりますが、いろんな、——批判的な
御意見もいろいろいただいておりますが、私ど
もとしましては前向きに捉えさせていただきま
して、今後改善するところはさらに改善をしな

がら、より一層市民サービスに努めていきたいと考えております。読み上げは割愛させていただきます。

続きまして、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。2、窓口業務の委託状況についてでございますが、まず初めに、委託業者でございます。一般社団法人八代弘済会、理事長、村山忍氏。住所は八代市本町1丁目10-35でございます。

次に、委託内容ですが、委託期間は平成24年7月1日から平成25年6月30日までの1年間でございます。

次に、委託料は月額27万5千7127円の税込金額で、平成24年度の9カ月間で計算しますと248万1千4143円となっております。

次の委託業務ですが、窓口業務及び関連業務を委託しております。委託の形態は請負業務となっております。①から⑩までの業務を委託しているところでございます。

次に、基準配置人員でございますが、各館に何人配置するかという基準でございます。その最低限の人数を定めて契約をいたしております。通常期では、本館、月曜から金曜まで4人、土日祝日7人、千丁分館、鏡分館、月曜から金曜日まで3人、土日祝日4人、合計しますと月曜から金曜までが10人、土日祝日15人でございます。次に、夏季繁忙期、いわゆる7月、8月で、利用者の方々、入館者数が多い月でございますが、本館、月曜から金曜まで5人、土日祝日7人、千丁、鏡分館、月曜から金曜日まで4人、土日祝日4人の、合計しまして月曜から金曜まで13人、土日祝日15人でございます。

次に、統括責任者及び副統括責任者の配置でございますが、各館に副統括責任者1名――常駐スタッフでございますが、を配置し、受託業務が円滑かつ安定的に履行できるよう現場の統

括を行うとともに、必要に応じて委託者との協議を行うこととしております。次に、副統括責任者3名を統括する統括責任者は常駐スタッフではありませんが、1名を設定しまして、副統括責任者及び業務従事者の指揮監督を行うこととしております。また、定期報告を行うとともに、適宜、委託者との連絡調整及び協議を行うこととしております。

(3) 現在の窓口の状況でございますが、弘済会の業務従事者の中には、以前から窓口業務に携わった人が9名程度おりまして、率先して手本を見せるとともに、業務日誌の翌日への申し送りによる横の連携を図った窓口サービスを実施しております。また、服装は、女性は紺のチェックのベストを着用し、男性はオレンジの作業着を着用して、いらっしゃいませ、おはようございます、ありがとうございます等の統一した接遇に努めております。さらに、受託業者が自発的に施設点検日等を利用してまして、例えば次回の本館の9月26日等を活用して接遇研修を開催するなどし、窓口での接遇の向上及び窓口サービスの向上を図っているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） この委託がなされて、職員さんとの何といいますか、入れかわり、そこんところでこの申し送りとか、こういった内容説明とか、そういうのは徹底してありますか。

○図書館館長（濱田大祐君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、濱田図書館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。市の職員

及び委託業者の職員間の連携につきましても、毎日業務日誌をつけていただきまして、供覧することによりまして、翌日の委託の職員の方あるいは私どもにも報告をしていただくなどしまして情報を共有化をいたしております。

以上でございます。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福島委員。

○委員（福島安徳君） はい。内容的にはもうそれが当然だろうと思いますけれども、何といたしましても、利用者については、何ちゅうか、今までベテランの方がおられて、新しい人がそういったところの配慮がなされないっていう、そういうのが感じられるところもあるように思われますので、そういったところをですね、もう少しやっぱり確認していただくようなことがいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 済みません、分館の運営の実情についてお尋ねしたいんですけども、3 ページの中に配置人員が、平日、それから土日祝というふうに書いてございますけれども、分館において、正職員の方が全くいらっしゃらなくて委託職員だけになったりするようなことはございませんですか。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、濱田図書館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。月曜から金曜までの平日の中では、職員が振りかえ休日等をですね、取得した場合は、そういった状況になります。ただ、千丁分館それから鏡分館連携しましてですね、そういうことがないように

市の職員が休暇をとる場合はですね、どちらかには常駐するようなですね、配慮はいたしております。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 今、どちらかというようなお話がありましたけれども、逆説的にとると、どちらか一方は職員がいないっていう状況があり得るっていうふうに受けとめたんですけど、そうした場合ちょっと気になりますのが、今回窓口業務、いわゆるカウンター業務の委託ではありつつも、場合によってはカウンター業務のみならず、本来職員がすべき業務も委託業者の方が対応しなければいけなかったり、あるいは施設の管理面とかですね、そういったところも一切その終日対応せざるを得ないっていうような場合が起こり得るんじゃないかなっていうふうにちょっと懸念するんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、濱田図書館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。今御指摘の業務につきましてはですね、きちんと仕様書等でですね、区分をいたしまして、職員がすべき業務、それから委託業者の方がすべき業務というのを区分いたしまして、それぞれ従事していただいております。委託業務の中には、施設の管理業務等、いわゆる開館業務、それから閉館業務、そういったものも含んでおりますので、委託業務の範疇で実施をしていただいております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。きょうちょっと時間の都合もありまして、それ以上詳しくはお聞きしようとは思いませんけれども、今おっしゃったような、もともとカテゴリーをですね、

分類しての委託であったというのが明白であれば一定の理解はできるところがあるんですけども、受けとめ方が窓口業務を主たるものとして認識してたところもありましてですね、今後、今御説明があったところについても、ちょっと検証させていただければと思っております。本日はここまでとします。

以上です。

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 確かにですね、今説明があったように、今まで5冊借ってたのが10冊で、私もよく孫を連れていくんですけどね、すごく接遇もよくなりまして、またブラインドなんかもかえていただいてね、明るくなって、すごくよくなったと感心してます。

私たちもですね、よく視察に行くんですけども、借ってから返すときにですね、駅前とかいろんなところにですね、返却ボックスがあるんですよ。それまで、もしよかったらね、していただいたら市民の方が大分ね、助かるんじゃないかなと思うんで、そんなのもちょっと考えとってください。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上です。

○委員長（松永純一君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、八代市立図書館の窓口業務の委託状況については終了いたします。

・教育に関する諸問題の調査（金剛小学校校舎改築の基本設計について）

○委員長（松永純一君） 次に、金剛小学校校舎改築の基本設計について説明願います。

○教育施設課長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） はい。教育施設課でございます。よろしくお願いいたしますします。それでは、座りまして説明させていただきます。

お手元にパース図のついた3枚物の資料ありますでしょうか。（「あります、大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、現在金剛小学校校舎の設計業務を行っておりますが、学校側との協議もあらかじめ、基本設計が固まりつつある段階でございます。これからこの基本設計をもとに実施設計へと進むこととなりますので、その前に、現段階での案について御報告をするものでございます。

資料の1ページ目に、パース図をカラーで載せております。このパース図は東側の方角から正門を挟んで学校を臨んだ図となっております。正門は現在のバス通りに面した位置と、これは変わっておりません。右下の白い建物が現在の体育館、それから緑色の屋根の建物が今回予定しております新校舎でございます。

前回、改築となった経緯をお話を申し上げた際に、ロの字型の校舎のイメージ図を御紹介いたしました。学校側との協議の中で、正門からの進入場所がロの字型よりはこちらのほうが広くとれるということがございまして、最終的にはアルファベットのHの字の1辺を縮めたようなレイアウトへと変更したところでございます。

2ページ目をお開きをお願いいたします。1階の平面図で、方角は上が北側、下が南側となっております。

新校舎は基本的に北側の校舎の1階が管理棟、2階、3階が特別教室と、それから南側の校舎が普通教室棟となっております。正門から入った北側に来賓駐車場がございまして、その

近くに来賓と教職員用の玄関口がございます。
その下に昇降口と書いてありますのは児童用で
ございます。また、南側の校舎でございますけ
ど、1階でございますので低学年の普通教室、
それから特別支援教室を配置いたしております。

次のページをお願いいたします。左側が2
階、右側が3階の平面図となります。

2階の南側の校舎に3年生、4年生の普通教
室とそれからパソコン室、北側に職員室、図書
室等の特別教室を予定しています。それから右
側の3階でございますが、南側の校舎に5・6
年生、北側に音楽室等の特別教室を配置してお
るところでございます。

ちょっと資料前後しますが、2ページ目にち
よっとお戻りをお願いいたします。

資料の左下に床面積を載せております。1階
から3階までの合計が3254.62平方メー
トルとなっております。既存の校舎の面積が約
2900平方メートルですので、今の建物より
少し広くなっております。その主な要因でござ
いますが、トイレが現在外に小規模のものが2
カ所、それから中に1カ所しかございません。
これらを取り込む形で改善をいたします。それ
から、新校舎の形状から管理棟、それから特別
教室、普通教室が3階建ての廊下で結ぶという
ような形になりますので、廊下の長さが現在の
建物と大きく異なります。このようなことから
面積が増加いたしておりますものの、普通教室
や特別教室の数等につきましては、現在と同数
を予定してるところでございます。

なお、職員駐車場を体育館の、――図で申し
ますと左側、方角では西側になりますが、に配
置いたしております。これに伴いまして、学校
の北側のところにですね、主に車用となります
けども、新たな出入り口を設ける予定でござい
ます。資料の中に屋内運動場、体育館のところ
に便所と書いてありますが、その上のところ、

横でございます。

資料にちょっともう書いてございますとお
り、この学校の北側の道路というのは約100
メートル程度ございますが、私道でございま
す。で、道路の所有者、それから地元の調整で
すね、ここを頻繁に通ることとなりますので、
そういう調整をこれから図ってまいりたいとい
うふうに考えているところでございます。

なお、整備のスケジュールでございますが、
教育委員会といたしましては、25年度中に工
事に取りかかりたいというふうに考えておりま
すけども、国の補助の関係がございまして、現
段階ではまだ決定はしていないところでござい
ます。今後、国の補助金の状況等見ながら、な
るべく早い時期に工事ができるよう努めてまい
りたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（松永純一君） はい。ただいまの説
明について、質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、金剛小学
校校舎改築の基本設計についてを終了します。

そのほか、委員会の所管事務調査について何
かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、所管事務調
査2件についての調査を終了します。

それでは、当委員会の管外行政視察について
少し協議をしますので、しばらく小会します。

（午後0時19分 小会）

（午後0時21分 本会）

○委員長（松永純一君） それでは、本会に戻
します。

当委員会の管外行政視察は、平成24年10
月30日から11月2日までの4日間、富山県
富山市、埼玉県熊谷市、埼玉県坂戸市及び千葉
県野田市へ行政視察に参りたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び請願2件、陳情1件につきましては、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、当委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成24年10月30日から11月2日までの4日間、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査のため、富山県富山市、埼玉県熊谷市、埼玉県坂戸市及び千葉県野田市へ行政視察に参りたいと思います。このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

(午後0時22分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成24年9月20日

文教福祉委員会

委員長